

**熱海市立地適正化計画改定骨子作成等業務委託  
【特記仕様書】**

**第1条（適用）**

○本特記仕様書は、熱海市が発注する[熱海市立地適正化計画改定骨子作成等業務委託]に適用する。

**第2条（業務の目的と進め方）**

○本業務は、令和3年度に策定した熱海市立地適正化計画の改定に向けて、防災指針の取り組みや評価等を検討し防災指針（案）の作成及び上位計画や社会情勢の変化等を整理し立地適正化計画改定の骨子作成を行うことを目的とする。

○令和6年度に行った「熱海市立地適正化計画防災指針策定基礎調査業務」の成果を踏まえ、都市機能誘導区域や居住誘導区域及び誘導施策等との関連から、以下と緊密な整合・調整を図りながら進めることとする。

- ・ 令和5年度に作成した「熱海市住生活基本計画」
- ・ 令和6年度に検討した「熱海市都市構造検討調査」等

**第3条（通則）**

○受託者は、本業務を遂行するにあたり、業務委託設計書、業務委託契約書及び特記仕様書に基づき、委託者と常に、密接な連絡をとり、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。

**第4条（業務対象区域）**

○熱海市全域

**第5条（委託期間）**

○契約締結の日から令和8年3月27日までとする。

**第6条（業務内容）**

1. 防災指針の取組検討

(1) 防災指針の取組検討

- 防災・減災の取組に係る方針や、学識との考えられる取組の相談の結果等を踏まえ、防災指針の取組を検討する。
- 取組は、官民の役割分担や対策に係る期間等を考慮し、整理する。

(2) 主要な取組の検討

- 都市構造上の重要なエリアや災害リスクが特に高いエリアなど、重

点化・優先化すべき取組については、主要な取組として、取組の進め方・組み合わせ方等を検討する。

## 2. 防災指針の進め方・評価の検討

### (1) 推進体制の検討

- 行政、民間事業者、市民など防災・減災の取組の関連主体による、継続的な取組の進め方とそのための体制を検討する。

### (2) 指標の検討

- 防災指針による都市の安全性向上を図る数値指標を検討する。

## 3. 防災指針（案）の策定

- 前段までの検討結果を、防災指針（案）として取りまとめる。

## 4. 立地適正化計画の改定ポイントの検討

### (1) 上位関連計画・誘導施策の進捗整理

- 総合計画・都市計画MP・地域公共交通計画など、立地適正化計画に関連する計画の進捗を整理し、改定計画に反映すべきポイントを確認する。
- また、計画に位置付けた誘導施策について、改定計画で更新すべき点があるか、追加すべき事業があるか等を、関係部局にヒアリングし取りまとめる。

### (2) 社会情勢の変化などの整理

- 当初計画策定以降の社会情勢の変化を整理し、改定計画に反映すべきポイントを確認する。
- また、伊豆山地区の復興に係る進捗を整理し、立地適正化計画への反映の仕方について検討する。

## 5. 立地適正化計画の改定骨子の作成

- 前段までの整理をもとに、立地適正化計画の改定骨子を作成する。
- 大きくは以下を想定する。
  - ・ 防災指針（案）の反映
  - ・ 地域公共交通計画との連携
  - ・ 伊豆山地区の復興状況に応じた反映

## 6. 公共交通の課題の検討

### (1) 公共交通に係る課題の再整理

- 立地適正化計画の推進の観点から地域公共交通計画に掲げる各施策の課題の抽出及び重点的に実行すべき事項を整理しつつ、具体化の課題を取りまとめる。

### (2) 実現化の方向

- 上記の課題に対し、公民連携の可能性を加味しながら、実現化の方向

を検討する。

## 7. 関係者との調整支援

### (1) 関係部局との調整

- 防災指針案や立地適正化計画の改定骨子について、関係部局との調整を支援する。

### (2) 学識との調整

- 次年度の立地適正化計画改定に向け、学識に防災指針案や立地適正化計画の改定骨子について、考え方や内容を調整する。

## 8. 取りまとめ

- 前段までの成果を取りまとめる。

## 9. 打合せ協議

- 業務を円滑に行うため、検討過程に応じて随時打合せを実施する。
- 着手時1回、中間1回、成果品納品時1回の計3回を予定する。

## 第7条 (成果品)

○本業務は以下の成果品を納入するものとし、その帰属は全て委託者のものとする。

|                   |    |
|-------------------|----|
| ・ 報告書 (A4版)       | 1式 |
| ・ 打合せ議事録          | 1式 |
| ・ 上記電子データ         | 1式 |
| ・ その他委託者が必要と認めるもの | 1式 |

## 第8条 (業務体制)

○受託者は、委託契約締結後、速やかに本委託業務のスケジュールを作成し、委託者の承認を受けること。また、業務の履行に当たっては、委託者と常に綿密な連携を図り、重要な判断が必要な場合は、予め委託者の承認を受けること。

## 第9条 (著作権の取扱い等)

○本委託契約の実施により生じるすべての著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を言う。以下同じ）については、無償で委託者に帰属するものとする。

○受託者は、本委託業務にかかる著作人格権を有する場合においてもこれを行わないものとする。

○第三者の著作権、その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金額に含まれるものとする。なお、第三者からの異議申し立てや紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応する

ものとする。

#### **第10条（その他）**

○本仕様書により難い事由、または記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議の上、委託者の指示に従い業務を遂行するものとする。